

平成29年 7 月 第 2 回佐々町議会定例会 会議録（3 日目）

1. 招 集 年 月 日 平成29年 7 月 25 日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3 階 議場

3. 開 議 平成29年 7 月 27 日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永 安 文 男 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	橋 本 義 雄 君
7	平 田 康 範 君	8	須 藤 敏 規 君	9	川 副 善 敬 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長	迎 雄 一 朗 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	大 平 弘 明 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	内 田 明 文 君	保 険 環 境 課 長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君
水 道 課 長	山 本 勝 憲 君	産 業 経 済 課 長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	中 村 義 治 君	議 会 事 務 局 長 補 佐	松 本 典 子 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第42号 佐々町特定個人情報保護条例及び佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件

日程第3 議案第43号 平成29年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第44号 平成29年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議長の常任委員辞任の件

日程第6 請願第1号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書

- 日程第7 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
追加日程第1 意見書第3号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出について
日程第8 発議第3号 議員の派遣について
追加日程第2 発議第4号 議員の派遣について
日程第9 閉会中の所管事務調査

9. 審議の経過
(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）
おはようございます。
本日は平成29年7月第2回佐々町議会定例会の3日目です。
本日の出席議員は全員出席です。
これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名について —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則の規定によって、7番、平田康範君、8番、須藤敏規君を指名します。
それでは、昨日に引き続き議案の上程を行います。

— 日程第2 議案第42号 佐々町特定個人情報保護条例及び佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第2、議案第42号 佐々町特定個人情報保護条例及び佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件を議題とします。
執行部の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第42号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

それでは、議案第42号につきまして御説明をいたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年9月に改正され、また、平成28年12月28日政令により、平成29年5月30日から施行することとなったことに伴い改正するものです。

主な改正内容としましては、番号法に新たに19条の8号が追加されたことで、以降、1号ずつ繰り下げられることに伴い、引用している部分にずれが生じたこと。また、26条が追加されたことで、同様に番号法の規定が条ずれすることに伴う改正及び番号法において条例事務関係、情報照会者と条例事務関係、情報提供者に関する定義・規定等が追加されたことに伴い、条例において同様の改正をいたすものです。

1 ページをお願いいたします。

佐々町特定個人情報保護条例及び佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、佐々町特定個人情報保護条例の一部改正、第1条、佐々町特定個人情報保護条例、平成27年条例第26号の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分、（以下「改正前部分」という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分、（以下「改正後部分」という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちらのほうですけれども、第2条に、「準用規定の追加」として2条の第6号です。追加として、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）を挿入追加をしております。

続きまして、2 ページでございます。

27条です。下線の部分につきまして、条例事務の追加を行っております。

次に28条です。番号法第26条が追加されたことに伴う条ずれが生じておりますので、改正を行っております。28条第1号ホの下線部分になります。

続きまして、3 ページをお願いします。

佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。第2条、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条と第5条ですけれども、こちらのほうは番号法第19条第8号が追加されたことに伴い、1号ずつ繰り下げを行っております。

附則につきましては、番号法に基づく法定事務の情報連携が、今年7月18日から施行運用が開始されておりますので、本町においても条例を整備を行い、施行運用を行うものです。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

3 番議員。

3 番（永田 勝美 君）

個人情報保護条例そのものについて、十分な知識があるわけではないのですが、今、御説明があった追加された条文の内容について、少し御説明いただければというふうに思います。なかなか理解できない中身かなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

条例のほうにおいてですけれども、番号法23条においては、法定事務の情報のやりとりを情報提供等記録とすることの規定をされておりますが、26条が新設されたことに伴い、23条を準用することとなったため、条例事務の情報のやりとりも情報提供記録ということで、その部分について定義を行っているということが、26条の新設された項目になっております。

それから、19条の8でございますけれども、19条の8につきましては、特定個人情報の提供の制限についての例外事務の追加ということになっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

なかなか十分に理解できないんですが、いわゆるこの条例が変わることによって、町民の生活やあるいは町民が窓口の取り扱いや、そういったことについて、どのような影響が出るのかということを少し御説明いただければと思います。

条文の中身だけでは、なかなか理解できないところがあります。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

これまでも、情報連携ということで番号法が整備されておりましたときには、お互いの情報、自治体間の情報等につきまして、相互に照会をかけるということの利用でございましたが、今回につきましては条例事務ということになりますので、うちでいいますと福祉医療等、そういったものの手続の際に、例えば、転入等があった場合、所得等の確認をする場合において、よその自治体のほうに照会をかけたり、または御本人さんが所得証明等をお持ちする場合、そういうのが必要となります。

しかし、今回の条例改正を行うことによりまして、窓口で手続することによりまして、所得証明等を個人さんがとるということの手続が、手間が省かれるというふうな状況となります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今の御説明の最後の部分なんですが、例えば、福祉医療等について、転入してきた場合について、前の自治体での所得状況などを、マイナンバーを提示すれば、御本人がマイナンバーを提示しないという場合には、従来どおり所得証明はとるという理解でよろしいのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今、議員御質問のとおりでございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第42号 佐々町特定個人情報保護条例及び佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第43号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第43号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第43号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

議案第43号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入から御説明いたします。

11款分担金及び負担金、補正額130万円、計1億2,115万9,000円、1項負担金、補正額、計ともに同額です。

13款国庫支出金、補正額6,255万5,000円、計7億3,272万円、2項国庫補助金、補正額6,255万5,000円、計1億9,245万1,000円。

14款県支出金、補正額8,501万9,000円、計4億9,800万円、2項県補助金、補正額8,428万7,000円、計1億7,765万9,000円、3項委託金、補正額73万2,000円、計3,112万2,000円。

17款繰入金、補正額1億3,000万円、計4億2,312万4,000円、2項基金繰入金、補正額1億3,000万円、計4億2,312万3,000円。

20款町債、補正額9,650万円、計2億9,650万円、1項町債、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額3億7,537万4,000円、計56億3,737万4,000円です。

2ページの歳出のほうに入ります。

1款議会費、補正額36万3,000円、計8,039万3,000円、1項、補正額、計ともに同額です。

2款総務費、補正額5,201万6,000円、計5億9,129万9,000円、1項総務管理費、補正額4,550万1,000円、計4億6,910万5,000円、2項徴税費、補正額650万円、計7,339万5,000円、3項、戸籍住民基本台帳費、補正額1万5,000円、計2,700万2,000円。

3款民生費、補正額8,477万円、計19億117万3,000円、1項社会福祉費、補正額83万8,000円、計7億4,418万7,000円、2項児童福祉費、補正額8,393万2,000円、計11億5,678万6,000円。

4款衛生費、補正額1,691万8,000円、計6億6,730万1,000円、1項保健衛生費、補正額467万2,000円、計3億8,323万5,000円、2項清掃費、補正額1,224万6,000円、計2億7,756万7,000円。

5款労働費、補正額20万5,000円、計47万7,000円、1項労働諸費、補正額、計ともに同額です。

6款農林水産業費、補正額690万8,000円、計1億6,762万7,000円、1項農業費、補正額654万8,000円、計1億5,948万7,000円、2項林業費、補正額36万円、計794万円。

7款商工費、補正額382万2,000円、計3,120万1,000円、1項商工費、補正額、計ともに同額です。

8款土木費、補正額4億1,177万円、計9億1,929万4,000円、1項土木管理費381万7,000円、計6,963万7,000円、2項道路橋梁費1億5,561万7,000円、計2億217万5,000円、3項河川費8,300万円、計8,500万5,000円、5項都市計画費5,312万円、計4億305万5,000円、6項住宅費1億1,621万6,000円、計1億5,702万8,000円。

9款消防費、補正額356万4,000円、計1億9,894万1,000円、1項消防費、補正額、計ともに同額です。

10款教育費、補正額4,639万3,000円、計5億574万8,000円、1項教育総務費235万7,000円、計8,606万8,000円、2項小学校費、補正額1,333万9,000円、計1億3,032万7,000円、3項中学校費951万7,000円、計7,017万5,000円、4項幼稚園費412万9,000円、計8,086万円、5項社会教育費1,402万4,000円、計1億468万7,000円、6項保健体育費302万7,000円、計3,363万1,000円。

14款予備費、補正額2億5,135万5,000円の減額の補正です。計2,373万9,000円。1項予備費、補正額2億5,135万5,000円の減額、計2,373万9,000円。

歳出合計、補正額 3 億 7,537 万 4,000 円、合計 56 億 3,737 万 4,000 円です。

続きまして、第 2 表、地方債補正について、まず御説明いたします。

追加が 4 件ございます。

上のほうから、起債の目的から説明いたします。

公共事業等債ということで、町道改良・舗装補修事業、限度額 810 万円。起債の目的、（公共事業等債）橋梁長寿命化対策事業、限度額 1,380 万円。（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、限度額 5,890 万円、（公共事業等債）公園施設長寿命化対策事業、限度額 1,570 万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年 2.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

以上でございます。

続きまして、5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を割愛させていただきたいと思います。

続きまして、7 ページをお開きくださいますようお願いいたします。

主な歳入歳出の説明ということで、歳入のほうから御説明をいたします。

まず、7 ページの 13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金、これが 1,300 万円となっております。

これは先導的官民連携支援事業補助金ということで、先般の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、佐々川流域環境保全・防災等拠点整備事業ということで、国交省に今申請をしております、採択された場合に 1,300 万円の歳入を予定しているというものでございます。

続きまして、2 目民生費国庫補助金、補正額 4,776 万 7,000 円の減額となっております。これについては、認定こども園施設整備交付金、これが 9,780 万円の減額、保育所等施設整備交付金が 5,003 万 3,000 円の増額ということになっておりまして、先般、御説明しておりました認定こども園整備交付金の分に係るものでございます。

4 目土木費国庫補助金 9,732 万 2,000 円、これについては社会資本整備総合交付金の内示決定に伴う補正の分でございます。

次のページですけれども、14 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金、補正額 8,371 万 1,000 円、長崎県認定こども園施設整備補助金、これは県の事業費の見込みで計上しているものでございます。

下に行きまして、17 款繰入金 2 項基金繰入金 5 目財政調整基金繰入金、補正額 1 億 3,000 万円、これについては財源の調整として、基金からの繰り入れとして計上しているものでございます。

次のページをお開きください。

20 款町債 1 項町債 2 目土木費 9,650 万円、これについては道路、住宅、公園関係の起債を計上しているものでございます。

次のページですけれども、歳出についての御説明をいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 2 目財政管理費、補正額 500 万円、公共施設等総合管理計画個別計画策定業務委託費として計上しているものでございます。

次のページをお開きください。

総務費 1 項総務管理費 6 目企画費、補正額 1,464 万 7,000 円、これにつきましては、先ほども説明いたしました、佐々川流域環境保全・防災等拠点整備事業実施可能性調査業務委託料として計上しているものでございます。

続きまして 12 ページ、次のページですけれども、3 款民生費 2 項児童福祉費 3 目児童福祉施

設費、補正額8,393万2,000円、これにつきましては、先ほどもお話ししました、認定こども園施設整備事業費補助金と、あと臨時嘱託職員の6か月分の賃金の要求の分でございます。

ページをめくっていただきまして、もう一つめくってもらいまして、すみません、15ページですけれども、6款農林水産事業費1項農業費11目農業体験施設管理費、補正額420万2,000円、これにつきましても、臨時嘱託職員の肉づけ予算に係る予算要求の分でございます。

ページをめくっていただきまして、18ページになりますけれども、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費1,320万6,000円、続きまして、2目道路新設改良費、補正額1億4,241万1,000円、続きまして、8款土木費3項河川費2目河川改良費、補正額8,300万円、これにつきましてはいずれも肉づけ予算ということで、今回、建設関連の補正予算として要求しているものでございます。

次のページですけれども、19ページの8款土木費5項都市計画費、公園管理費5,312万円、続きまして、8款土木費6項住宅費1目住宅管理費、補正額1億1,621万6,000円、この分につきましても、同じく建設関連の肉づけ予算として要求しているものでございます。

次のページの9款消防費1項消防費3目消防施設費、補正額356万4,000円、これにつきましては、水道事業で施工される配水管改良工事に伴う消火栓を改良するための負担金でございます。

下の10款教育費2項小学校費、佐々小学校管理費、補正額655万3,000円、次のページですけれども、10款教育費2項小学校費3目口石小学校管理費、補正額678万6,000円、次のページですけれども、1目学校管理費、補正額951万7,000円、これにつきましては、いずれも小中学校における臨時嘱託職員等の肉づけ予算に伴う予算要求分ということでございます。

次のページも教育関連の肉づけ予算の関係が計上しておりまして、めくっていただきまして25ページ、14款予備費1項予備費1目予備費、補正額2億5,135万5,000円の減額補正となっております。これにつきましては、今回の肉づけ予算に伴って減額されたものでございます。

次のページの給与費明細書については割愛させていただきます。

私からの説明は以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があればお願いいたします。

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

予算書の7ページ、8ページのほうでございます。

認定こども園施設整備交付金関係になります。

先の全員協議会のほうで御報告をさせていただいておりますけれども、県との事前協議確認を実施しながら、認定こども園施設整備交付金の活用を前提として事務を進めてきておりましたが、平成29年3月の長崎県通知により、幼保連携型認定こども園については、教育機能部分と保育機能部分をあわせ持つ施設であり、施設利用人員等による按分を行い、認定こども園施設整備交付金、文部科学省所管と保育所等整備交付金、厚生労働省所管の2種類の交付金を活用、併用して行うことが条件と示されたため、交付金事業の見直しが必要となっております。

予算措置としましては、国による認定こども園整備交付金の活用を前提に、平成28年度予算において、債務負担行為において設定を行い、平成29年度当初に1億9,560万円を予算措置をしておりました。

今回、国の交付金要綱、実施要綱の改正による交付基準額の引き上げ、並びに2種類の交付金を活用することに伴い、交付金事業の見直し予算、補正予算が必要となってきております。

予算措置として、平成27年度の実施要綱に基づく交付基準額を基礎として算定をしておりま

したが、平成29年度実施要領の一部改正ということで、今年6月12日付に交付基準額が約16%引き上げられたことに伴い、交付金額の増額要因及び一般財源の増額要因となっております。

内容につきましては、7ページの認定こども園整備交付金、こちらのほうを全額を減額をいたしまして、厚労省所管であります保育所等整備交付金、2分の1補助の5,003万3,000円を計上をいたしております。

次の8ページになりますけれども、14款県支出金2項の県補助金2目の民生費県補助金の2節児童福祉補助金の中で、長崎県認定こども園施設整備補助金、こちらのほう2分の1ですけれども、8,371万1,000円を計上をさせていただいております。

13ページになりますけれども、こちらのほう3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費19節負担金、補助及び交付金の中で、認定こども園施設整備事業補助金の減額としまして2,817万8,000円を行い、保育所等整備事業補助金7,505万円を増額で補正をさせていただいております。

これによります一般財源の影響額としまして、1,092万8,000円の増額ということになっております。よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

冒頭に説明がありましたように、今回は肉づけ予算ということで、私どもの投資的な事業については、今回、大きな予算をお願いしているところであります。

先の全員協議会の折にも、施工箇所、内容について概略の資料等をお示ししておりますけれども、主な内容について御説明をしたいと思います。

まず、18ページ、道路新設改良費になりますけれども、委託料ということで、町道改良工事の測量設計業務委託ということで、道路のたわみ度調査等を含む測量設計ほかを計上して、今回実施したいと考えております。

それから、その下の道路ストック総点検の対策工事の実施設計業務委託ということで、佐々橋の高欄等が非常に劣化して、早期の改修が必要と判断しておりまして、この分の工事の設計業務を考えております。

次に、工事請負費ですけれども、町道改良維持補修工事といたしまして、町道牟田原線の道路拡幅工事ほかの工事を予定しております。

次に、橋梁長寿命化対策工事といたしまして、森の木橋ほかの4橋の補修工事を計画しております。

その下の道路ストック総点検対策工事といたしまして、町道赤崎線の舗装補修工事を行いたいということで予定しております。

次に、河川改良費ですけど、13節の委託料の河川等改良工事業務委託ということで、中川原地区の排水路整備ということで、町道神田線を横断している部分の線路内の排水路の整備ということで、松浦鉄道に業務委託をして工事を行うように計画をしております。

それから、15節の工事請負費ですけれども、高岩川、江里川等の支流の護岸整備、河川の整備を年次的に進めておりますので、そういったところの計画をしております。

次のページをお願いいたします。

2目の公園管理費ですけれども、公園施設長寿命化対策測量設計業務委託ということで、千本公園の遊具改良が必要ということで、それに伴いまして工事設計の業務委託を予定しております。

それから、15節の工事請負費ですけれども、公園施設の長寿命化計画ということで、皿山公

園の遊具の撤去並びにコンビネーション遊具等の入れかえ等の予定をしているところでございます。

次に、1 目の住宅費ですけれども、1 節の報酬、空家等対策協議会の委員報酬ですけれども、昨年度、空き家対策につきましては実態調査を行いまして、調査をしておるところでございます。

それに伴いまして、今年度は、空家対策協議会を立ち上げまして進めていきたいということで、委員を10名ということで、4回を予定しているということでございます。

それと、同じく13節の委託料の中で、空家等対策計画策定業務委託料を計上しておりますけれども、協議会を進めながら、その対策の計画をつくっていききたいということで予定をいたしております。

委託料の中の町営住宅の整備改修工事の設計業務委託ということで、末永・口石・堅山団地の屋根、外壁等の改修工事の設計を予定しております。

中ほどの口石団地のB棟家賃鑑定評価業務委託ですが、これ、特定公共賃貸住宅の部分でございます。家賃の改定に向けて鑑定をお願いし、本年度に改定を予定していきたいということで考えております。

15節の工事請負費ですけれども、松瀬団地の屋根、外壁、それから、ガス管の改修工事と、あと市瀬第2団地の給水管、ガス管等の改修工事を予定しております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

7 ページをお願いします。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金1項の負担金1目総務費負担金でございます。

町内会集会所改修工事地元負担金ということで、空調関係の設備工事を予定しておりまして、この分の町内会負担の2分の1を計上させていただいております。

歳出の説明をしたいと思いますので、10ページをお願いしたいと思います。

10ページの2款総務費1項総務管理費の3目財産管理費でございます。

ここの15節、260万円でございます。これが町内会集会所の改修工事で、この2分の1が地元負担となりますので、先ほどの歳入に計上しております。

その上でございまして、13節委託料でございます。

町有地の分合筆測量業務委託料ということで、国鉄官舎跡地の国道側の部分で、町道部分を分合筆するということで計上させていただいております。

下の不動産鑑定業務委託につきましては、その国鉄官舎部分の利活用につきましては、議会に御説明しながら、この分については進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すみません、予算書15ページをごらんいただければと思います。

中ほどになります。6款農林水産業費1項農業費の5目農業振興費ですけれども、19節の負

担金補助及び交付金の中で21万4,000円、金額は大きくはないんですけども、全国お茶まつり長崎大会負担金ということで、11月に佐世保を会場として実施されます、その負担金ということでございます。

それから、下の16ページですけども、2項林業費3目の森林整備地域活動支援事業費で、これも19節負担金補助及び交付金の36万ですけども、これにつきましては、対象は神田地区ということになります。対象面積45ヘクタールで補助単価が8,000円ということで36万円を交付して、森林組合のほうで森林経営計画を策定するというふうなことでございます。

それから、その下の7款商工費1項商工費4目観光費ですけども、これも19節負担金、補助及び交付金ですけども、佐々町観光協会への補助金ということで、これにつきましては、観光協会が実施する地域振興事業としての補助を行うものでありまして、観光協会の役割として町の魅力を発信するというふうなことから、今回の29年度の観光協会の事業計画の中で、佐々川の魅力を発信できるような絵本をつくりたいということで、その制作費がこの300万の中に含まれているというところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

予算書の23ページをあけていただけますでしょうか。

10款教育費5項社会教育費5目地域交流センター費の中の工事請負費、地域交流センター駐車場転落防止柵設置工事でございます。

これにつきましては、町民体育館裏のアスファルト化した駐車場におきまして、危うく、ちょうど車の駐車中に、その横の、中学校グラウンド横の新開中学校線のほうに危うく落ちそうになったということが発生いたしまして、転落防止のための柵を15メートルほど設置をするというものでございます。

現在、カラーコーンとコーンバーをおきまして設置をいたしまして、そこに落ち込みのないように表示をしておるところでございます。

それから、戻りまして、すみません、22ページでございます。

10款教育費3項中学校費1目学校管理費の同じく15節工事請負費でございます。

佐々中学校B棟1階床下換気設備設置工事でございます。150万円計上いたしておりますが、ことしの3月、佐々中学校B棟、一番古い校舎のちょうどトイレ側、神田線側の廊下と特別支援教室の一部の床が、支柱が腐れまして抜けそうな状態であったため、春休み期間中におきまして小修繕を行って、改善を行ったところでございます。

その際、床をはいだ際に床下を見えますと、特に神田線側がひどくて湿気があり、カビが発生しておったということもありまして、改善策といたしまして強制換気が必要だという判断のもと、学校の建物の保全及び環境改善を図るために、ダクトの換気扇を3か所設置するものでございます。

それから、21ページと22ページにまたがった3校分の給食用備品10万円を計上しておりますが、この分につきましては、給食センター関係の一般質問で町長が申しましたように、給食調理場のスポットエアコン、可動式でございますが、これで夏場をしのいでいただくということで、特に釜の周囲、回転釜の周囲が40度を超すという実態のもとで、ちょっと調理員の方の健康保持といいますか、そういったことで、ちょっとテスト的に導入してみたいというふうに考えておるところでございます。

それから、備品で中学校費の22ページでございますが、それに加えてましてガスコンベクショ

ンオープンが故障いたしておりましたので、これにつきましての予算を追加して上げさせていただきます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにはないでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございますので、これから質疑を行います。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

なかなか慣れない用語がたくさんありまして、よくわからないところがあります。

大変初歩的な質問かと思いますが、肉づけ予算とは何でしょうか。言葉の意味について少し教えていただきたい。

それから、先ほどありました道路新設改良工事の道路ストック総点検対策工事というのはどのようなものなのかということについて、御説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

まず、御質問の肉づけ予算についてということで、ことし、町長選が 6 月にございまして、選挙前までについては政策的な予算をつけないということで、骨格予算ということで予算がスタートしておりまして、選挙が終わった後に政策的な予算ということで、それを肉づけ予算という言い方をして、予算要求をしているというものでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

道路については、現有管理しております道路橋梁のそういったものを点検いたしまして、当然、補修等が必要な分は計画的にやっていくということで、名称的にはそういった表現になっています。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

確認ですが、肉づけ予算ということは、要するに今年度は補正なんだけれども、実質的には今回の審議で予算の検討をするということの理解でよろしいのかということと、それからもう一つは、道路ストックという点で言えば、いわゆる町道、町がいわゆる所有管理する道路というふうに理解すればいい、いわゆるフローストックのストックで理解すればよろしいのかということですが確認です。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

御質問の件については、基本的にそういったことでございまして、6 月までの予算については義務的な経費とか必要なものについて予算を骨格予算として計上させていただいて、今回の 7 月補正予算のほうで、実質的な予算の要求をしているというものでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）
御指摘のとおり町道として管理する分でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

私も初めてでございまして、わからないところがございます。何点かございますので、すみませんけれども、よろしくをお願いをしたいと思います。

まず、町の全体の予算としまして、例年、55 億ぐらいだったのがもう 56 億ということで、今回、私たち新人がわからないうちに予算を通してしまおうかという部分もあられるのかなと思って、ちょっと疑問で質問させていただきたいと思います。

まず、予備費です。3 ページ。

全体が 56 億の予算に対しまして 2,373 万 9,000 円という、何かルールがあったかと思うんですが、これはえらい少ない金額になってしまったので、今後、予備的な費用が急遽発生したときに大丈夫なのかという点をお尋ねをしたいと思います。

歳出です。11 ページ。

2 款総務費 1 項総務管理費の一番上のほうの 15 節工事請負費ですが、防災行政無線局等増設工事。昨年、整備をしたばかりなのに 1,320 万円という補正が出ておりますので、どういうことなのか御説明をお願いしたいと思います。

それから 18 ページ、今、建設課長から説明があったところなんです。8 款土木費 3 項河川費、下の欄の 2 目河川改良費の委託料、13 節委託料の河川台帳整備業務委託料というのがあるんですけれども、現在ないものかどうか、河川台帳がですね、その点がわかりません。

それから、その下の段の河川等改良工事業務委託料、何を業務委託するのか。例えば、設計業務を委託するのか、管理業務を委託するのかっていうのがちょっとわかりません。

それから 19 ページ、一番上です。

2 目公園管理費 13 節委託料の公園台帳整備業務委託料、これについても公園台帳が今現在ないものなのかどうか、そこの辺がわかりませんので、今回、初めて当選させていただいて、委員会も開催されてなくて事情がわからないもんですから、申しわけないですけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、22 ページ、最後、もう一個あります。

22 ページの教育費、10 款教育費、中学校費です。学校管理費の 15 節工事請負費、今、教育次長のほうから説明がありまして、旧校舎の床ということでお伺いしました。

私が一般質問でお話しました、浸水する可能性がある地域でございまして、旧校舎は何回も浸水を、床上浸水まで含めてしておりまして、その場所に床下換気扇をつけるということは大丈夫なのかなという疑問がございまして、お尋ねをしたいと思います。

それから、1,300万円の委託料の産業経済課の分で、要望になるかと思うんですけど、きのう、永安議員の質問に対しまして、あの部分を公園化したいということでお話がありましたので、運動公園化されるんだったら合宿できるところがないと、農業体験施設もありますけれども、遠くて、それから、食事の面も困るというようなことを前から聞いておりまして、スポーツクラブ、それから大学のサークル、そういう方々が合宿をしたいというときに、レストランをつくられるんだったら、そこにちょっとした宿泊ができるところがあればいいかなというふうな形で要望に、そこはなります。

今後検討されるということで、今からだとということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

18ページ、河川改良費の委託料、河川台帳整備業務委託、台帳がこれまで整備されていなかったということで、昨年度も計画的に、一度にできないものですから、今年度もやりたいということで計上させてもらっています。

河川等改良業務委託、これは先ほど、一応、触れてはおったんですけど、町道神田線の中川原地区ですね、それを山際から道路を横断して、それから隣接する鉄道敷を横断して流れているということで、道路敷地内は当然うちのほうでやってるんですけども、鉄道敷地内はどうしても直接工事ができないので、松浦鉄道に工事を委託するというでこういった表現になっておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

それと、19ページの公園台帳整備業務委託、これは多分、議員も御存じかと思いますが、都市公園については以前から台帳がございましたが、現状、内容が変わったりとかそういった部分もございまして、新たな現状に合った台帳の整備、もしくは都市公園以外も公園管理している部分がありますので、そういった公園の管理をしていく上で台帳を充実させたいということで、これも昨年度、今年度、一度にできなかったのも、箇所を分けまして、今回、またお願ひしたいということで計上しておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

25ページの予備費の件でございすけれども、この予備費につきましては、どのくらいが適正な金額かということがございます。

自治法上、これにつきましては、やはり緊急時に対応できる金額ということになっておりまして、金額が幾らかというような定めはございません。

それで、本町におきまして、この予備費につきましては、過去、十五、六年になりますけれども、選挙の年以外は2,000万台で予備費を組んでおります。過去におきまして、大きなトラブルもなかったわけでございますけれども、一応、この金額でどうにかやってきたというのが現状でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

11ページの総務管理費の防災行政無線にかかる工事請負費の件についての説明をさせていただきます。

平成28年度防災行政無線の設置工事が完了いたしまして、難聴地域を全てカバーするという
ことで設計をしたんですけれども、現地の地形とか諸事情で聞こえない地域が生じているとい
うことから、必要なものについて今回要求をしているということで、簡易子局とスピーカー、
それぞれを1か所ずつ追加して要求しているというものでございます。これが、この1,320万
円のうちの上段の増設工事で370万円となっております。

もう一つが、防災行政無線の基礎撤去工事ということで、これが950万になっておりまして、
昨年度の防災行政無線の設置をしまして、それ以前に設置されていた無線の基礎が残っている
ということで、今回、民有地の分に係るものを撤去するというものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

22ページの御指摘ございました工事請負費、佐々中学校B棟1階床下換気設備設置工事の分
でございます。

議員御指摘のとおり、一番古い校舎につきましては国道より下ということもあり、また、B
棟の横の側溝におきまして、大雨の際の水の排出が横の用水路等の関係上、ちょっと排水が
しにくいということもありまして、幾たびの浸水がこれまで起きてきたかと思えます。

そこで、平成27年度末だったと思いますが、修繕料の中でB棟の換気口の穴を上げる工事、
水の浸水の高さをある一定分カバーできるように施したところでございます。

それ以降、大雨という機会はなかったわけですが、その後、これまでの幾たびの浸
水あるいは神田線側の地下水といいますか、そういった湿気の関係で、うまく換気をしてあげ
ないとカビが充満するというふうな状況が続いておりますので、先ほど言いましたような建物
の管理の関係とか、環境改善に向けて、今回、強制的に換気を行う工事を行うということで
ございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

確認です。一般会計の予備費については、ルールはないということでよかったんですかね。
感覚的なもので予算を組んでされるというような話でございましたので、そういう解釈でよろ
しいんでしょうか。

それから、すみません、建設課のMR委託の件は、ちょっと聞き漏らしておりまして、まこ
とに申しわけございませんでした。

教育費の中学校の分は、別にしてはいけないという話ではなかったので、されることはいいんですが、心配でちょっとお話ただけでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

予備費の件でございますけれども、感覚的で組んでいるということではございません。過去の例に従いまして、昨年度は、すみません、3,200万の当初予備費を組んでおります。

それ以外につきましては、大体2,000万台で対応できておるということで、大体2,000万台の予備費を組んでおるということでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。3番。

3 番（永田 勝美 君）

認定こども園の関連です。

1つは、先ほどの説明で当初の計画と、いわゆる補助金の区分が変わったような御説明があったかと思います。

理解としては、全体としては認定こども園整備交付金というのが減らされて、それで保育所等整備交付金が増えたと、プラスマイナスで言うと4,700万円補助金が減ったという理解なんでしょうか。その分が、いわゆる新たな支出として発生するという理解でよいのかということでございます。

あわせて、認定こども園の問題については、我が党は大変批判的にこの問題捉えておりまして、一部の父兄で、父兄といいますか、一部の保護者の負担がふえるというような事例も全国的には報告されておりますが、今回、認定こども園が開業して以降、従来の町立保育園と比べて、保護者の負担というのはどのようになっているんだろうかというのが1点であります。

2点目は、公営住宅の改修、主に屋根替えということであったかというふうに思いますけれども、公営住宅の改修に係る屋根替えがある、さらに、家賃の改定を計画しているということでありました。

家賃の改定は、いつからどれぐらいの規模でやられようとしているのかお伺いしたいということと、それから、あわせて全国的に問題になりました、いわゆるアスベスト対策の問題です。

公営住宅のアスベストがかなりの部分にあると。私自身もかつてそういう業務に従事したことがあります。1970年代あるいは80年代のはじめぐらいまで、公共施設も含めて、かなりのアスベストを含んだ岩綿吸音板などが使用されていた。いわゆる天井板に使用されていたということ現場も見えております。

そういったことを含めると、アスベストの対策というのは大丈夫なんだろうかということでもあります。検討されておれば御報告いただければと思います。

最後に、もう一つですけれども、今回の補正予算の中で、いわゆる嘱託員報酬あるいはさまざまな委託、嘱託栄養士報酬等々、多くの臨時職員の報酬等が組まれています。

昨日発表された最低賃金の改定状況を見ますと、長崎県は全国でも最低のレベルですが、それでも3%程度の引き上げがことし行われるかと思います。いわゆるそうした最賃への配慮と、あわせて、そうした臨時職員等の報酬、給与というのは、その都度改定されているのかということをお伺いしたいと思います。

全国的には、最低賃金は最低1,000円というのが目指されているところだというふうに思いますし、東京、神奈川などではかなり近づいておりますけれども、長崎県はまだ715円で、今回、改定予定見込額が737円ということですから、そういった意味ではまだまだ低いわけですが、いずれにしても、そのことは意識をして、予算分にも一定の反映をさせるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、ちょっとお知らせしておきます。

質疑に関しましては、1回目と2回目、3回目で質疑は持続しなければならないということで、議会規則になっておりますので、よろしくお願いいたします。

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

アスベストにつきましては、確かに新聞報道等に出ておまして認識しておりますけれども、本町においては、飛散の可能性のあるアスベスト等の状況は、今、確認できておりません。

それで、もう一点、屋根、外壁につきまして、今回、改修工事を予定しているということで、設計も含めてなんですけれども、これ、公営住宅等の長寿命化計画において、やはりどうしても防水とか、そういった手当てをしていかないと、建物が持続的に図れないと、居住環境がなかなか守られないというような状況でありますので、そういった観点から実施を計画しているものであります。（永田議員「家賃。」）

ごめんなさい、もう一点、家賃ですけれども、これにつきましては、今年度、調査をいたしまして、改定を今年度中に、次年度に向けて、今年度中に改定の手続に入りたいということで計画をしております。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

先ほど、3番議員の御質問についてでございますけれども、こちらのほうにつきましては、本町では、まず認定こども園整備交付金、1本で整備を行うような計画を立てておりました。

しかしながら、こちらのほうの認定こども園という部分につきましては、保育機能と幼稚園機能と両方備えているということから、補助の採択要件として2つの補助金、交付金を活用して行っていただくことが条件として付されましたので、財源のほうを組み替えさせていただいたという状況でございます。

また、先ほど、町の負担部分が増えるのではないかと御質問でございましたけれども、交付金、補助金を組み替えることによりまして、3,594万4,000円、補助金、交付金の額のほうが増額となっております。

ですから、町のほうの一般財源の負担につきましては経済的部分、あとは労務単価等の改定等による上昇分の範囲内ではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、認定こども園化したときの家庭の負担についてでございますが、所管のほうが教育委員会のほうになりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど建設課長がお話いたしましたように、永田議員から御質問受けました家賃の件でございます。その関係ですね、工事との関係、直接は関係ないです。

工事は、先ほど言いましたように長寿命化ということで工事をするわけでございますけど、先ほどの特公等の家賃というのは、口石団地が収入が高い人が入れるような住宅があるわけですね、その公営住宅が、かなり、なかなか入らない人が多いということで、家賃を今回下げるような検討ということで、今やっているということで、これを組んでいるということでございますので、それと、先ほどの長寿命化との直接は関係ないということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

嘱託職員の報酬の御質問ですけれども、予算書の26ページをお願いしたいと思います。説明しませんで、申しわけないと思っております。

今回、その他の特別職の部分で、13名の増加で、報酬額としましては6,016万2,000円の計上で、この分が13名の方の分ではございません。

先ほども総務理事のほうから御説明があったと思いますけれども、今回、嘱託職員分の報酬を半年分計上いたしておりました。

当初予算で半年分計上しておりまして、今回、予算計上している分が、残りの半年分を各課計上させていただいたという状況でございます。

それと、最低賃金の件でございますけれども、本町の臨時職員もしくは嘱託職員につきましては、最低賃金はもう既にオーバーしておりますので、そこは問題ないと思っております。

ところが、各種委員さんの日額の報酬が5,400円でございます。これを8時間勤務なされたとすれば下回りますので、そこらあたりの検討は必要かというふうなことで、去年も最低賃金上がりましたので、そのときも思ったんですけれども、8時間も審議会を開くということは、現実的にはないわけなんですけれども、若干低い金額になっておりますので、この分につきましては、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

平成27年度からスタートいたしました子ども・子育て支援の新制度に伴いまして、認定こども園の認定者につきましては、呼び方が1号認定子ども、これにつきましては、満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども、2号認定子どもが満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども、3号認定子ども、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもというふうな位置づけに定義がなっておるところでございます。

私ども教育委員会が、これまで運営を行ってきたところにおきましては、1号認定の部分の認定業務を行ってきたわけでございますが、2号、3号におきましては、今、住民福祉課のほうで行っておるところでございます。

議員御指摘の認定こども園になったときの引き上げにつきましては、従来どおり、今、定めております1号、2号、3号の町が定めております負担額をもとに、今も現在運用しておると

ころでございますが、ただ、今の公立幼稚園、佐々幼稚園につきましては、これまで5,500円を上限といたしまして、御負担がそれ以下の方もいらっしゃいます。そういった階層が8階層ほどありますけれども、5,500円を上限として御負担いただいていたわけでございます。

この佐々幼稚園につきましては、来年の4月以降、認定こども園のほうに移行していただくわけでございます。年少のほうですね。

そういった場合におきましては、御負担のほうは、ほかの町外の幼稚園、認定こども園に行っている子供さんの保護者様の御負担と同一のほうになっていきますので、引き上げられるような形にはなるというふうになります。

これまで、平成28年度におきまして、2回ほど保護者を対象とした説明会を行いまして、制度の説明を行ってきたところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。1 番。

1 番（永安 文男 君）

予算書の11ページ、それからあと、次が24ページ、その2点で、ちょっと内容的には企画費の13節の委託料ですね。それでさっき質問があったんですけども、例の佐々川流域環境保全・防災等拠点整備事業実施可能性調査業務委託料というところでの内容的なこと、全員協議会で御説明はいただいていたんですけども、その中で、当然、サンビレッジさざの開発整備方法等についても協議をするということで御説明が、内容的にもこの説明書きにも書いてあるわけですけど、この中で、まず可能性を調査するということになれば、いろいろと採択が問題ですけども、採択になった後の話ですけども、ちょっとその中で、地元の、いろいろ専門家のメンバーさんでいろいろ検討がされるというふうなことをお聞きしとったんですけども、この中で地元の環境とか、防災関係をいろいろとそこの中に検討するようなこともかかわってくるのではないかと思いますので、そういうメンバーの中に地元、それから事項的なことでいろいろ、そういうような意向を取り上げるということもあり得るのかどうか。

学者さんのまとめたペーパーじゃなくて、現実的にその意向等を反映されるような計画になればというふうに思いますので、その辺の確認をさせてください。

それから、あと2問目で、教育費の体育施設費の報酬に、施設長報酬というのがございますけれども、これが27年度の当初予算関係で説明があったのは、嘱託員5人でいろいろ業務を回すというようなお話があって、それから、28、29の分で、29年度から施設長という言葉が入ってきているわけです。

これは、当初、29年の当初予算で説明が施設長という、内容的にはどういうふうな業務体系でやるのかという説明を、私が聞き漏らしとるかもしれませんので、その辺、確認の意味でもう一度お願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

企画費の佐々川流域の保全のことを言っておられると思いますけど、これについて、今、国のほうに国交省を通じて申請するわけでございます。

ただ、これが採択されれば、いわゆる地元の方とか、いろいろな方から参画していただいて、

やはりそういう計画書をつくらなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すみません、今、この施設長に対します業務内容につきましては、明確に間違いなくお話することはできないかと思います。ちょっと持ってきてませんので。

ただ、このサンビレッジのほうの施設長、嘱託 1 名ということの報酬分でございますが、施設全体の管理あるいは受付業務、そういったもの全てを、その施設長のほうで、トップとして監視いただくような体制をとっておるところでございます。

御指摘いただいたように 5 人、ほかのパート職員が 4 名おるわけでございますが、毎日 2 名体制でローテーションを組んでおるということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。

今、町長からサンビレッジ関係について、佐々川流域関係というのは、いろいろおもだった町内のそれぞれの団体のメンバーを構成というようなことで、確認をしたかったのは、地元のそういうふうな生活にかかわる問題なんかを主張できるような、計画に盛り込むようなことも想定された中でメンバーを組まれるのかという確認なものですから、一応いろいろ生活にかかわる問題がありますので、まだ採択されてないから、その内容はちょっと後もっての話かと思えますので。

それから、施設長の問題については、施設長が 5 人の中でどういうふうに対応されて、責任ある立場でそういうふうなサンビレッジ関係のいろんな業務関係を対応されるということは、いいことなんですけれども、その中で、ある意味、2 問目としてお尋ねしたいのは、いろいろと現場でそういうようなものが出てきたときの対応の仕方ですね、1 つは、屋内テニスコートの雨漏りがひどいような状況もあったりするわけなんですけれども、椅子の上に水がたまったり何か、そういう部分については、多分、施設長というふうな名とってあるのであれば、その方からいろいろ話が入ってきて、その対応をどうするのかとか、いろいろそういうような細々した、責任あるそういうふうな議論もされるということはいいいことですので、その分がいつまでもそう長く放置されるようなことがないように、対応をお願いしたいということでお尋ねしています。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

先の一般質問でお答えいたしましたように、各施設長を通じまして、もしくはそのローテーションによっては、担当しかいない場合におきましても、そういった雨漏りとか、使用者の方

の苦情とか、そういったものが、連絡がすぐ入るようになっておりますので、こちらのほうで臨機応変に対応させていただいておるのが現状でございます。

修理に一定の期間が、やっぱり専門屋に見てもらうとかいうことがございますので、その期間、対応できない部分もあるかと思いますが、できるだけ迅速に対応できるように体制を整えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）
わかりました。

今、現実にもそういう状況のまま推移しているということで、状況が把握できればということでお尋ねしたんですけれども、まだ今いろんな内容を詰めて対応をするというようなことで理解しておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
先ほどの佐々川流域の件で、もちろん極力地元の人たちのお話を聞きたいと思いますが、採択されれば皆さん方のお話も、また、議会にもどういう方向でやるのかというのも、皆さんにまず相談しなければなりません。
それが採択されるかどうかというのが我々もわかりませんので、採択されたらまた皆さん方に御相談して、どういう方法でやるのかというのはやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これをもって質疑を終わります。
しばらく休憩します。

（11時30分 休憩）
（11時36分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第43号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 4 議案第44号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第44号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第44号朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すいません、1ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の60万円でございます。これは、全員協議会のほうでお話ししたとおり、公用車の交通事故にかかりまして、廃車になりましたので、その分の保険金代ということで、自動車損害共済金が入っているものでございます。

この場をおかりしまして、再度おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

2ページをお願いいたします。

支出でございます。こちらにつきましては、一般会計と同様に、臨時職員、嘱託職員の賃金報酬等を6か月分しか計上しておりませんでしたので、追加で6か月分計上させていただいております。

続きまして、3ページでございます。

資本的収入及び支出の項目になります。

こちらの収入につきましては、一般会計からの負担金ということで、先ほど一般会計のほうで説明ありましたとおり、土手迎線の配水管改良工事と新町地区配水管改良工事を行います。その中に、3基ずつ消火栓がございますので、その部分の負担金として、一般会計から負担していただくものでございます。

4ページをお願いいたします。

1目の固定資産購入費で58万円と144万円、こちらにつきましては、事故によりまして廃車になりましたので、公用車の新車の購入が必要となっておりますので、その費用を計上させていただいております。

工事請負費につきましては、全員協議会のほうで内容等の報告をさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

あと、資料としまして給与費明細書、その後に予定貸借対照表、最後のほうにキャッシュフローということで、資料をつけさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これより質疑を行います。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

有形固定資産の車両について、5年から15年の耐用年数があるんですが、あと何年ぐらいになっておったんでしょうか。それがまず1点ですね。

それから、予定貸借対照表の中で、未収金が300万組んであったんですが、補正なされたものですから、多分、3月分の水道料金だと思うんですが、ここら辺の変更はなさらなかったんでしょうか。未収金、水道料金、2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

今、御質問された分は、廃車にした分の車両のいわゆる残存価格がどれぐらいだったかということと思いますので、残存価格につきましては、54万7,000円ほどになっております。購入は、25年の11月に行っております。

もう一点、予定貸借対照表でございますが、これは当初予算、補正につきましては、当初予算時の予定貸借対照表から、補正した部分に対しての予定貸借対照表をつくるという形になっておりますので、当然、当初予算の作成時は、まだ決算が済んでおりませんので、策定時に、うちのほうが2月ぎりぎりまで、2月くらいまでかかりますので、2月以降の部分につきましては、やっぱり予定を立てて余計目に見たという形で、当初予算が300万組んでいました。当初予算の中で、予定貸借対照表上は、こういう形でしておりましたけど、今回は補正の分を加えていくという形の取り扱いになりますので、未収金の部分については、あえてこちらの部分は修正するという形はとられないという形になります。

ですから、最終的には決算書のほうで、こちらのほうの未収金の額が出てくるかということで、御判断いただければと思います。

ですから、あくまでも当初予算のときの予定貸借対照表であって、現状の予定貸借対照表に合わせるということではございませんので、合わせるような提出をするという分でございますので、御理解いただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

とすれば、会計方式として、移動についてはいじらないということね。当初、予定貸借対照表、30年3月31日予定って書いてあったんで、その都度さわっていくのかなと思ったものから、わかりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。3番。

3 番（永田 勝美 君）

まず、予備費についてですけれども、先ほどの一般会計予備費のところは2,000万代というのに比べて、水道特別会計のほうは、水道事業会計補正予算のほうでは、予備費の残高が8,900万、9,000万近くということになっています。比較すると非常に高いように思いますが、その理由はということなんでしょうか。

それから2点目は、今回、配水管の改良工事が計画をされているということのようだけれども、こうした配水管の改修等というのは、毎年計画的に行われているのか。その都度、スポット的に問題が生じたときに、その対応をしているということなのかということと、それから、下水道については、水道課の所管ではないのかと思いますけど、下水道などについても、同じようにそういう計画がされているのかということが2点目です。

次に、もう一点は、車両のことなんですけれども、今回、車両事故があつて、車を買いかえるということになったということなんですけれども、町の車両も、非常に台数多いかと思います。非常に管理そのものが、大変手間のかかる業務かなというふうに思いますが、一般にかなり台数を所有してるところでは、リースなども対応されているということなんですけれども、そういう検討というのはなされておるのかということもお伺いできればと思います。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

いいですか、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

質問が何件かありましたので、ちょっと忘れていたら教えていただければと思います。

まず、予備費の件でございます。こちらにつきましては、3条予算と言われる収益的収入及び支出ということで、水道事業としましては、水道料金が約3億円ぐらい入ってきます。その分で、収入がございます。

支出につきましては、当然、浄水場とか職員の給与費とかいう部分が出てまいります。その部分が、最終的には、それとか減価償却費、そういう部分、現金が動かなくても予算化する部分、そういう分がありまして、それが約2億円。その差し引きが約9,000万と。逆に言えば、収益的収入及び支出のところでは9,000万円の利益が出ていますよというような解釈でいただければと思います。

ですから、すいません、10ページの予定キャッシュフロー計算書というのがついてございます。業務活動によるキャッシュフローということで、当年度純利益8,959万4,000円、こちらが予備費と同じような形に、予算上はなるということで考えていただければと思います。

次に、配水管の改良工事、いわゆる老朽管の更新ということで考えていただければと思います。

こちらにつきましては、27年度に新水道ビジョンというのを計画しまして、長期的な投資をどうやっていくかという部分を計画しております。

その中で、更新費用に充てる費用、それと、今、水道事業で課題がある部分がございますので、それを解消するために再整備する事業ということで、計画を立てさせていただいております。当然、10年間の長期的な視野の中で、財政計画を立ててやっております。

その中で、約1億円程度は、毎年更新に充てられるなということで、費用だけは確実にそれだけは充てられるということで計画しておりますが、じゃあ場所はどうするかという部分につきましては、今年度、更新計画を立てまして、具体的な場所をどうやって決めていくかと。今回の部分につきましては、資料のとおり書いてありますとおり、今、資料の中でわかる一番老

朽化している部分を更新、改良工事ということで上げさせていただいてるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

すいません。永田議員、ここの案件外でございますので、下水道に関しましては後ほど。水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

よろしいでしょうか。

あと、公用車の管理につきまして、リースの検討ということでございますが、これを一般会計と合わせまして、たしか普通自動車につきましてはリース、軽自動車につきましては購入という形で、判断させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

よろしいですか。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

車両事故についてお尋ねしますけど、今、須藤議員がお尋ねになりましたけれども、償却残が54万7,000円残っていると、そして、25年に購入したということですね。

そうすると、収入で60万、保険金が入ってきたわけですね。そうすると、償却残より保険金が多いから、単刀直入に計算して、損害はなかったちゅうことですが、この保険の種類なんですけど、例えば、償却残が100万残ったとすれば、その差額は当然、町が負担するんでしょうけれども、この場合における職員の責任といいますか、そこら辺のことは、まず第1点としてどうなるのか。

それから、今、私がお尋ねしましたように、保険の種類、どういう形で具体的に掛けておるのか。

それから、第3点は、車の、各課の、水道課の使用期間について、入れかえ、そういうものについては、どのような形で基本的にしておるのか。この3点。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

職員の責任ということでございますが、今回は残存価格が54万ほどあって、収入が60万ということで、どちらかというとプラスになった。それがマイナスになったときのという部分を考えて、職員の責任という部分でございますけど、確かに不注意による事故でございますが、故意的なものではなかったということで、その部分につきましては、当然、きちっとした処分といいますか、口頭での注意という部分はやっておりますし、その中で、業務に支障のないような形で、責任というか、注意をしているということで、御理解いただきたいと思います。

あと、保険の種類でございますが、通常の民間の共済保険という部分で、同じような形の保険になります。

車両につきましても、今回は、いわゆる購入してからの何年間という形の中で、保険会社というか、あちらのほうで算定された基準に基づいて金額が決まったということでございます。

もう一点、入れかえ、車の入れかえはどういう考えでやっているかということでございます。

が、この部分につきましては、基本的には車両に不備が出て、基本的には耐用年数が 5 年とか 10 年とか、減価償却でいえますが、それ以上の使用ということで、今のところやっている部分でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 44 号 平成 29 年度佐々町水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。1 時半から再開といたします。

（11 時 55 分 休憩）

（13 時 31 分 再開）

— 日程第 5 議長の常任委員辞任の件 —

副 議 長（永安 文男 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、議長は退場されています。

淡田議長から、職務執行に専念したいとの理由によって、常任委員を辞任したいと申し出があっています。

お諮りします。申し出のとおり、辞任を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員辞任は許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

（13 時 32 分 休憩）

（13 時 34 分 再開）

— 日程第 6 請願第 1 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、請願第 1 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（請願第 1 号朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。請願第 1 号について、議会規則第 92 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第 1 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員から発言がありましたら許可します。

いいですか。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。請願第 1 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書を採択することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第 1 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書は採択することに決定いたしました。

— 日程第 7 意見書第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第 7、意見書第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（意見書第 2 号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら許可します。

いいですか。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようでございますので、これから採決を行います。意見書第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出については可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出については可決されました。

事務局から、関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

しばらく休憩します。

（13時49分 休憩）

（14時01分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に追加案件が 2 件あっております。

議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件の内容は、意見書第 3 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出について。発議第 4 号 議員派遣について。

皆さんにお諮りします。2 件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

阿部豊君から、意見書第 3 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、発議第 4 号 議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第 2 とし、以上の 2 件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく資料配布のため休憩いたします。

（14時02分 休憩）

（14時04分 再開）

— 追加日程第 1 意見書第 3 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出について —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、意見書第 3 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（意見書第 3 号 朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら許可します。

（「なし。」の声あり）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第 3 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出については、採択することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第 3 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書（案）の提出については可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

— 日程第 8 発議第 3 号 議員の派遣について —

日程第 8、発議第 3 号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 3 号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第 3 号 議員の派遣について、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 追加日程第 2 発議第 4 号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第 2、発議第 4 号 議員の派遣についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 4 号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第 4 号 議員の派遣について、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第 9 閉会中の所管事務調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 9、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査については、会議規則第 75 条の規定により、各委員長からお手元に配付いたします案件について調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認め、よって、別紙委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定いたしました。

以上で、平成 29 年 7 月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長の御挨拶を受けます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

平成29年7月の佐々町定例会ということで、第2回が7月25日から招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、また、暑い中に全員出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、提出した案件につきまして、皆様方に議決をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思っております。

子どもも選挙のあと初めての議会ということで、やはり住民の皆様方の安全・安心、福祉の向上のために、今後とも議会の皆様方と一緒に、佐々町を良くするために頑張りたいと考えておりますので、どうぞ皆様方にも今後とも御協力をいただきますように心からお願い申し上げます。簡単ですがお礼の言葉にかえさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼申し上げます。

25日より本日まで3日間、大変お疲れさまでございました。

私ごとになりますが、改選後、議長就任で大変緊張し、議事の運営をまいりました。各議員の協力のおかげで無事に閉会の運びとなりました。まことに喜びにたえません。

議員各位におかれましては、新しい議会構成のもと、町民のため、佐々町のため、御活躍されますよう祈念申し上げます。

終わりに、各議員並びに町当局関係各位の御協力に対し、心より感謝申し上げます。今後、皆様方の御健闘をお祈りしたいと思います。

閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

以上で、平成29年7月第2回佐々町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（14時15分 閉会）